

産業廃棄物処分業許可証

複

写

住 所 秋田県秋田市新屋豊町4番30号

氏 名 秋田協同清掃株式会社
代表取締役 松 川 一 浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 沼 谷



許 可 の 年 月 日 令和8年9月3日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和13年9月2日

1. 事業の範囲
(別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
(裏面のとおり)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

4. 許可の更新又は変更の状況

変更許可年月日：平成10年11月2日	中間処理施設の追加
変更許可年月日：平成10年11月17日	中間処理の区分の追加
更新許可年月日：平成13年9月3日	
変更許可年月日：平成15年5月2日	中間処理施設、取扱う産業廃棄物の追加
許可証書換年月日：平成17年6月21日	中間処理施設の追加（破碎施設No. 3）
変更許可年月日：平成17年6月27日	中間処理施設の追加（切断施設）
更新許可年月日：平成18年9月3日	
許可証書換年月日：平成20年3月27日	中間処理施設の追加（破碎施設No. 4）
許可証書換年月日：平成21年5月14日	代表者の変更による許可証書換え
変更許可年月日：平成21年7月9日	中間処理施設の追加（破碎・圧縮固化施設）
許可証書換年月日：平成21年12月8日	脱水施設の駐機場所の変更による許可証書換え
変更許可年月日：平成22年2月15日	取り扱う種類の追加（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
更新許可年月日：平成23年9月3日	
許可証書換年月日：平成24年4月23日	代表者の変更による許可証書換え
許可証書換年月日：平成26年3月7日	中間処理施設の一部廃止（破碎施設No. 4）
許可証書換年月日：平成26年5月7日	中間処理施設の追加（破碎施設No. 4）
変更許可年月日：平成28年8月31日	中間処理施設の一部変更（破碎・圧縮固化施設）
更新許可年月日：平成28年9月15日	
許可証書換年月日：平成29年10月1日	水銀使用製品産業廃棄物等の記載事項追加による許可証書換え
更新許可年月日：令和3年9月16日	
変更許可年月日：令和3年11月15日	中間処理施設の追加（圧縮施設）
許可証書換年月日：令和4年7月13日	脱水施設の駐機場所の変更による許可証書換え
許可証書換年月日：令和4年12月28日	中間処理施設の一部廃止（溶融施設No. 1）および追加（破碎・溶融施設）
更新許可年月日：令和8年9月3日	

(別表1)

施設の区分 種類	中 間 処 理															
	破碎・溶融		溶融		脱 水		破 碎				切 断		破碎・圧縮固化		圧 縮	
	取扱	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項	No. 1	No. 2	No. 3	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項
燃え殻	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
汚泥	×		×		○		×	×	×		×		×		×	
廃油	×		×		×		×	×	×		○	オイルエレメントに限る	×		×	
廃酸	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
廃アルカリ	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
廃プラスチック類	○	発泡スチロールに限る	○	発泡スチロールに限る	×		○	○	○	No. 1:発泡スチロールに限る No. 3:ペットボトルに限る	○	オイルエレメントに限る	○		○	ペットボトルに限る
紙くず	×		×		×		×	○	×		×		○		×	
木くず	×		×		×		×	○	×		×		○		×	
繊維くず	×		×		×		×	×	×		×		○		×	
動植物性残渣	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
動物系固形不要物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
ゴムくず	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
金属くず	×		×		×		×	○	×		○	オイルエレメントに限る	○		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※	×		×		×		×	○	×		×		×		×	
鉱さい	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
がれき類	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
動物のふん尿	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
動物の死体	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
ばいじん	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
自動車等破砕物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
石綿含有産業廃棄物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
水銀使用製品産業廃棄物	×		×		×		×	×	×		×		×		×	
水銀含有ばいじん等	×		×		×		×	×	×		×		×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。

(別表2)

施設の種類の	設置場所 (駐機場所)	設置年月日 許可年月日 (又は設置届出年月日)	取 扱 品 目 処理能力・稼働時間等	許可番号	備 考
破碎・溶融施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	令和4年11月10日 許可対象外	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る) 800kg/日 100kg/時・8時間/日	—	屋 内
溶融施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成10年10月8日 許可対象外	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る) 1.6t/日 200kg/時・8時間/日	—	屋 内
脱水施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成8年10月4日 平成8年7月18日	汚 泥 48m ³ /日 6m ³ /時・8時間/日	秋保-1887	移動式 ^{※1}
破碎施設 No. 1	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成10年10月8日 許可対象外	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る) 2.4t/日 300kg/時・8時間/日	—	屋 内
破碎施設 No. 2	秋田県秋田市新屋豊町4-30	平成15年3月31日 平成14年10月28日 平成21年12月26日 許可対象外	木くず 12.0t/日 1.5t/時・8時間/日 紙くず 12.0t/日 1.5t/時・8時間/日 金属くず 7.2t/日 0.9t/時・8時間/日 廃プラスチック類 4.8t/日 0.6t/時・8時間/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 40.24t/日 5.03t/時・8時間/日	秋田市産施 第12号	屋 内
破碎施設 No. 3	秋田県秋田市新屋豊町590-6	平成26年4月14日 平成26年3月27日	廃プラスチック類(ペットボトルに限る) 3.2t/日 0.4t/時・8時間/日	秋田市産施 第61号 ^{※2}	屋 内
切断施設	秋田県秋田市新屋豊町589-1	平成17年5月27日 許可対象外	廃プラスチック類、金属くず、廃油 (オイルエレメントに限る) 0.86t/日 108kg/時・8時間/日	—	屋 内
破碎・圧縮固化施設	秋田県秋田市河辺戸島字七 曲台120-95	平成21年5月26日 平成28年8月16日	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず 7.32t/日 610kg/時・12時間/日	秋田市産施 第69号 ^{※3}	屋 内
圧縮施設	秋田県秋田市新屋豊町582-5	令和3年8月24日 許可対象外	廃プラスチック類(ペットボトルに限る) 4.032t/日 0.504t/時・8時間/日	—	屋 内

※1 移動式の脱水処理については、発生事業所内で行うこと。

※2 破碎施設(No. 2)と破碎施設(No. 3)との処理能力の合算で許可対象施設とする。

※3 破碎・圧縮固化施設は稼働時間の変更により、平成28年8月16日に新たに許可対象施設となった。